

## 個品割賦購入約款 新旧対照表

改定前（2015年9月1日付）	改定後（2016年4月7日付）
<p>第1条（契約約款の適用等）</p> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が指定する商品（以下「商品」といいます。）の販売について、この個品割賦購入約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約（個品割賦購入契約のこと。以下「本契約」といいます。）を締結します。</p> <p>2. 当社は、一つの商品につき一つの個品割賦購入契約を締結します。</p>	削除
<p>第2条（条件となる役務の提供に係る事項）</p> <p>当社のインターネット回線サービス契約に適用される各規約に定める会員又は申込み中の方が、当社から商品を購入する場合に限り、本契約の申込み及び本契約の継続を行うことができます。</p>	削除
<p>第3条（契約の申込み方法及び承諾等）</p> <p>1. 購入者は、当社所定の方法により当社へ本契約を申し込むものとします。</p> <p>2. 前項の場合において、購入者は、当社が申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。</p> <p>3. 当社は、次の場合には本契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>（1） 申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。</p> <p>（2） 申込日から90日以内に本人確認書類が提示されないとき。</p> <p>（3） 申込日から90日以内に支払い情報登録が完了されないとき。</p> <p>（4） 本契約の申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る本契約の総数が、当社の定める基準を超えるとき。</p> <p>（5） 当社が提供するサービスにおいて、過去に不正使用又は料金等の不払い等の理由により契約の解除又は利用停止されていることが判明したとき。</p> <p>（6） 当社が規定する審査基準を満たしていないとき。</p> <p>（7） その申込みをした者が過去に当社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。</p> <p>（8） 当社の業務遂行上支障があるとき。</p> <p>（9） その他当社が不相当と判断したとき。</p>	削除
<p>第4条（本契約の成立時点）</p> <p>本契約は、当社が所定の手続きをもって承諾し、購入者が</p>	<p>第1条（売買契約の成立時点）</p> <p>商品の売買契約（以下「本契約」といいます。）は、ソフトバ</p>

<p>商品を受領したことを当社が確認した日をもって成立するものとします。</p>	<p>ンクが所定の手続きをもって承諾し、購入者に通知をした時をもって成立するものとします。ただし、SoftBank Air の売買契約は、購入者が商品を受領したことをソフトバンクが確認した日をもって成立するものとします。</p>
<p>第 5 条（所有権の移転） 商品の所有権は、前条に定める商品の受領時に、購入者へ移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することはできないものとします。</p>	<p>第 2 条（商品の引渡しおよび所有権の移転） 商品は、本契約成立後、直ちに購入者に引渡され、引渡し時に所有権が移転するものとします。ただし、SoftBank Air の所有権は商品の引渡し時に購入者に移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。</p>
<p>第 6 条（賦払金の支払期日・支払方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 購入者は、「適用条件及び重要事項説明書」記載の金額の賦払金を、同書面に記載の支払期日、支払方法により、当社に支払うものとします。別途購入者からの申し出があった場合は、賦払金の残金全額を一括して支払うことができるものとします。</li> <li>2. 購入者は、本契約の成立日が属する月の翌月より最大 36 ヶ月間、賦払金を支払うものとします。なお、商品のうち、「SoftBank Air サービス規約」に基づき提供する SoftBank Air サービスにて利用する「Air ターミナル」の購入者は、本契約の成立日の翌日を 1 日目として 8 日目が属する月の翌月より最大 36 ヶ月間、賦払金を支払うものとします。</li> <li>3. 当社は、購入者に対して有する債権の請求並びに受領行為をヤフー株式会社その他第三者（以下、併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。</li> <li>4. 購入者は、本契約申込み時又は申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社又は集金代行業者に通知することとします。</li> <li>5. 賦払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者が、第 2 条で定める条件となる役務であるインターネット回線サービスに関する契約を、本契約にかかる債務の完済前に解除又は解約された場合、購入者は、インターネット回線サービスに関する契約が解除又は解約された月の翌月の当社指定日に、賦払金の残金全額を一括して支払うものとします。</li> </ol>	<p>第 3 条（賦払金の支払期日・支払方法） 購入者は、申込書記載の金額の賦払金を、申込書記載の支払期日に、申込書記載の支払方法により、ソフトバンクに支払うものとします。また当社は、購入者に対して有する債権の請求並びに受領行為をヤフー株式会社その他第三者（以下、併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。なお、賦払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者が契約された 3G サービス契約その他の通信サービスに関する契約（以下「3G 契約等」といいます。）が本契約にかかる債務の完済前に解除された場合であっても、本契約は有効に存続し、各回の賦払金の金額、支払期日及び支払方法は従前のとおりとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 4 条（商品の滅失・毀損の場合の責任） 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかにソフトバンクに通知するとともに、申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。</p>
<p>第 7 条（住所等の変更）</p>	<p>第 5 条（住所の変更）</p>

<p>1. 購入者は、当社に届け出た氏名、住所、連絡先等を変更した場合は、当社が別途定める方法にて遅滞なく当社に通知するものとします。但し、購入者が契約されたインターネット回線サービスに関する契約その他オプションサービスに関する契約（以下「サービス契約等」といいます。）の有効期間中は、サービス契約等に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができるものとします。</p> <p>2. 購入者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものと当社がみなすことに異議がないものとします。</p>	<p>(1) 購入者は、住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもってソフトバンクに通知するものとします。但し、購入者が契約された3G契約等の有効期間中は、3G契約等に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができるものとします。</p> <p>(2) 購入者は、(1)の通知を怠った場合、ソフトバンクからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、ソフトバンクが通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。</p>
<p>第11条（費用等の負担）</p> <p>1. 購入者は、当社に対する賦払金の支払いに要する費用（手数料等）を負担するものとします。</p> <p>2. 購入者は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を負担するものとします。</p> <p>3. 当社が購入者に対して第8条第1項(1)に基づく書面による催告をしたときは、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。</p> <p>4. 購入者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p>	<p>第9条（費用等の負担）</p> <p>(1) 購入者は、ソフトバンクに対する賦払金の支払いに要する費用（送金手数料）をソフトバンクが請求する場合には、負担するものとします。</p> <p>(2) 購入者は、ソフトバンクが請求する場合には、支払いを遅滞したことによりソフトバンクが金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料を別に支払うものとします。</p> <p>(3) 購入者は、賦払金の支払遅滞等購入者の責に帰すべき事由によりソフトバンクが訪問集金したときは、ソフトバンクが請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとします。</p> <p>(4) ソフトバンクが購入者に対して第6条(1)-1.に基づく書面による催告をしたときは、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。</p> <p>(5) 購入者がソフトバンクに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。</p>
<p>第12条（見本・カタログ等と現物の相違による本契約の解除等）</p> <p>購入者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか又は本契約を解除することができるものとします。</p>	<p>第10条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）</p> <p>購入者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、ソフトバンクに商品の交換を申し出るか又は本契約の解除ができるものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第11条（条件となる役務の提供に係る事項）</p> <p>商品の販売に関して、条件となる役務の提供は何らありません。</p>
	<p>以下、条番号繰り上げ。</p>